

社会福祉法人 博安会

評議員・役員及び評議員選任・解任委員報酬支給基準

(目的)

第1条 この支給基準は、本会役員（評議員・理事・監事及び評議員選任・解任委員をいう。）の報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別表に定めるところによる。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、評議員会・理事会及び評議員選任・解任委員会等に出席した者に対しその都度支給する。

(適用範囲)

第4条 本会役員のうち、施設の常勤者に報酬は支給しない。

附則

1. この支給基準は平成29年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 額
評議員・理事・監事 評議員選任・解任委員	日 額 10,000円